

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

霊柩車貸出事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する霊柩車の貸出により市民の葬祭における利便を図ることを目的とする。

(貸出の対象)

第2条 本会霊柩車の貸出は、対馬市内に住所を有する者とする。

2 前項のほか対馬市内に住所を有する親族の葬儀を営む等の場合についても貸出の対象とする。

3 その他会長が必要と認めた場合。

(保管・管理)

第3条 霊柩車の保管については、上対馬支所において適正に管理し、安全運転者を置いて、適正な整備により利用される方の安全利用に資するものとする。

(使用の申請及び運転記録の報告)

第4条 霊柩車の利用については、霊柩車使用申請書(様式1)に必要事項を記入し、事務局に提出して使用許可を受けるものとする。利用後は、運転記録報告書(様式1)に給油量及び洗車等の点検項目、走行キロ数を記入し、鍵と併せて事務局へ返却するものとする。

(使用料)

第5条 霊柩車の使用については、無料とする。

(給油及び洗車)

第6条 使用者は霊柩車を利用された後は、上対馬支所指定のガソリンスタンドにおいて給油(満タン返し)及び洗車を行い返却する。

(土日祝祭日及び平日時間外の取り扱い)

第7条 土日祝祭日及び平日時間外については、上対馬振興部宿直において業務を代行する。

(事故防止)

第8条 霊柩車の使用に関しては、関係法令等をよく遵守し、安全運転に努めなければならない。

- 2 霊柩車使用中の事故については、速やかに事故の状況を届けなければならない。

(事故発生に伴う賠償責任)

- 第9条** 霊柩車使用中の事故に伴う賠償責任は、すべて使用者の責任において処理することとし、対馬市社会福祉協議会は、一切の責任を負わない。
- 2 事故により霊柩車の修理が必要となる時、使用者の責任により修理代等を弁償しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年7月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成27年1月1日より改正実施する。

